



新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

(5月11日現在)

子育て世帯に「臨時特別給付金（1万円）」を支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援として児童手当を受給している世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。原則申請は不要です。

▶金額 児童一人につき1万円

▶対象 令和2年4月分の児童手当の支給を受けている人(3月まで中学3年生だった児童も含まれます。)

▶支給時期 6月末(予定)

※公務員の人(所属先から児童手当の支給を受けている人)は、別途申請が必要です。詳細は所属先にご確認ください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶問合せ 子ども課 児童家庭係 (☎95-0120)

就学援助を受けている家庭へ給食費相当額を支給

知立市では、準要保護認定家庭に対し、児童や生徒の食生活の支援の一環として「給食費相当額(4月分・5月分)」を支給することになりました。該当する家庭の口座へ6月上旬(予定)に振込みます。

申請していただく必要は特にありません。

▶問合せ 学校教育課 学校教育係 (☎95-0136)

水道料金(基本料金分)を減免します

知立市では、7月または8月請求分(請求時期は地区により異なります。)から2期分の水道料金のうち基本料金を減免します。基本料金は水道メーターの口径(検針票に書いてあります。)によって異なりますが、13ミリの場合は4か月で2,464円、20ミリの場合は4か月で6,028円(いずれも税込)となります。申請をしていただく必要は特にありません。

▶問合せ 水道課 料金係 (☎95-0132)

税金や公共料金(水道)などの支払いに関すること

●納税が困難な人はご相談を!

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少して納税が難しい人には、一定期間納税を猶予する徴収猶予制度があります。納期限前に申請が必要となりますので、お早めにご相談ください。ご相談される際には、給料明細や売上げなど収入状況がわかる書類をご用意ください。

※知立市で相談ができる税金は、市税とよばれる住民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税などが対象です。それ以外の税金は税務署や県税事務所へお尋ねください。

▶問合せ 税務課 徴収係 (☎95-0117)

●公共料金(水道)などのお支払いが困難な人はご相談を!

税金以外にも、市役所に関するものでお支払いが困難なものがありましたら 各窓口へご相談ください。主な窓口は次のとおりです。

▶上下水道料金 水道課 料金係 (☎95-0132)

▶市営住宅家賃 建築課 施設管理係 (☎95-0156)

※市営住宅以外の家賃については、各管理会社へお尋ねください。また、住居確保給付金(以下「その他お金に関すること(個人)」参照)の制度があります。



- ▶介護保険料 長寿介護課 介護保険係 (☎95-0122)
 - ▶後期高齢者医療保険料 国保医療課 医療係 (☎95-0151)
- ※国民年金は、刈谷年金事務所 (☎21-2110) へお尋ねください。

その他お金に関すること (個人)

●生活福祉資金貸付制度

全国の社会福祉協議会が行っている貸付制度。

- ▶対象 収入減少があった世帯 (通常は所得などの条件あり)
- ▶金額 最大10~20万円 (無利子・保証人なし)
- ▶問合せ 自立相談支援センター (社会福祉協議会内 ☎45-7286)

●住居確保給付金

▶対象 離職・休業等に伴う収入減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている人 (収入や貯金などの要件あり。)

- ▶金額 原則3か月、最大9か月、家賃相当額を支給 (上限あり。)
- ▶問合せ 福祉課 保護援護係 (☎95-0149)

●一時生活支援事業

住居を持たない人、またはネットカフェなどの不安定な住居形態にある人が、一時的な場所を確保すべく、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する。

- ▶問合せ 福祉課 保護援護係 (☎95-0149)

お金に関すること (企業・事業者)

●休業要請協力金 (愛知県と県内市町村の制度)

新型コロナウイルス感染症に係る休業等の協力要請について、休業もしくは営業時間短縮に全面的に協力いただいた中小企業等に対し、1事業者あたり50万円の協力金を交付します。

- ▶受付期間 6月30日 (火曜日) まで (消印有効)
- ▶申請書類 市ホームページからダウンロードしてください。

市役所2階経済課窓口、知立市商工会でも配布しています。

▶申請方法

【郵送の場合】送付先〒472-8666 (住所不要) 知立市経済課休業要請協力金担当 宛
 ※裏面に差出人の住所および氏名を必ず記入し、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で送付してください。

【持参の場合】差出人の氏名等明記のうえ、市役所1階玄関付近または2階経済課に設置する専用ポストに投函してください。

ただし土・日曜日は市役所夜間窓口に設置する専用ポストに投函してください。

- ▶支給方法 適切な申請書受理後、約2週間程度で指定口座に振り込みます。
- ▶問合せ

【申請方法について】経済課 商工観光係 (☎95-0125)

【対象業種等】愛知県総合相談窓口 (☎052-954-7453)

※最新情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設ページ」からご覧ください。

